

令和5年度
PTA総会



令和5年4月22日（土）

浜松市立舞阪小学校PTA

目 次

P 1	令和4年度 P T A事業報告	}	議事
P 2	令和4年度 舞阪小学校 P T A会計決算報告書		
P 3	令和4年度 資源物回収会計決算報告書		
P 4	舞阪小学校 P T A組織図	}	議事
P 5	令和5年度 P T A役員一覧		
P 6	令和5年度 P T A事業計画(案)...		議事
P 7	令和5年度舞阪小学校 P T A会計予算書(案)...		議事
【資料】			
P 8 ~ 1 1	舞阪小学校 P T A規約		
P 1 2	舞阪小学校 P T A慶弔規定		
P 1 3	舞阪小学校 P T A旅費等支給規定		
P 1 4	令和5年度舞阪小学校グランドデザイン		
P 1 5	登下校時の送迎について		

令和4年度PTA事業報告

月	学年	広報	環境美化	校外指導	本部・他
4	15全学級委員会 15全専門委員会 24PTA総会 24学校公開	15全学級委員会 15全専門委員会 24PTA総会 24学校公開	15全学級委員会 15全専門委員会 24PTA総会 24学校公開	15全専門委員会 24PTA総会	6本部役員会 8学級委員依頼 15全学級委員会 15全専門委員会 24PTA総会
5	28運動会 29運動会予備日	28運動会 29運動会予備日	7奉仕作業中止 28運動会 29運動会予備日		7奉仕作業中止 28運動会 29運動会予備日 舞阪中学校区青少年健全育成会
6	23学校公開	23学校公開	23学校公開	6-10自転車点検	市P連総会 市P指導者研修会
7		23あらなみ152号発信	8合同委員会 (資源回収について)	8合同委員会 (資源回収について)	8合同委員会 (資源回収について)
9	3資源回収中止 10資源回収予備日中止	3資源回収中止 10資源回収予備日中止	3資源回収中止 10資源回収予備日中止	3資源回収中止 10資源回収予備日中止	3資源回収中止 10資源回収予備日中止 市P連指導者研修会 本部役員会
10					舞阪中学校区青少年健全育成会
11		24-25舞小フェスティバル	24-25舞小フェスティバル		24-25舞小フェスティバル 11健全育成会町民集会
12				新委員選出	新役員選出会 市P教育講演会 夜間パトロール
1				委員会(引き継ぎ)	市P連研修会
2	14学校公開	14学校公開	14学校公開		新現本部役員会 県PTA研究大会
3		あらなみ発信(web上)		旗振り当番表作成 通学路危険箇所点検報告	舞阪中学校区健全育成会 本部役員会
主な活動	学校行事の支援 会計に関わる支援 各学年、各学級間の 連絡調整	あらなみ取材 あらなみ構成 あらなみ発信	奉仕作業 資源回収 近隣駐車場パトロール	通学路危険箇所点検 旗振り当番表作成 資源回収	市P連、県P連事業との連携 PTA活動企画運営 他校PTA活動との交流

令和4年度 舞阪小学校PTA会計決算報告書

収入額 459,622 円
 支出額 309,214 円
 差引残額 150,408 円 (次年度へ繰越)

I 収入の部

項	目	予算額	決算額	増減	備考
1	会費	70,400	71,200	800	
	1 P 会費	50,400	51,200	800	児童一人(1年生)当たり 年額800円
	2 T 会費	20,000	20,000	0	職員一人当たり 年額800円
2	雑収入	3 雑収入	5	14	9 預金利息
3	繰越金	4 繰越金	388,408	388,408	0 前年度繰越金(2-6年人数×800円を含む)
	合計	458,813	459,622	809	

II 支出の部

項	目	予算額	決算額	増減	備考	
1	会議費	1 会議費	1,000	0	△ 1,000	
2	事務費	2 事務費	10,000	6,952	△ 3,048	賞状用紙A3横100枚入り
3	事業費		187,000	170,410	△ 16,590	
	3 指導研修費	11,000	820	△ 10,180	静岡県PTA新聞購読料	
	4 部活動援助費	35,000	33,470	△ 1,530	陸上部大会交通費	
	5 児童活動協力費	10,000	0	△ 10,000		
	6 教育振興費	101,000	97,400	△ 3,600	ステンレス製清掃器 木柄十能 パール 釘抜	
	7 図書館補助費	30,000	38,720	8,720	日本の歴史全20巻	
4	専門委員会費		69,000	17,982	△ 51,018	
	8 学年委員会費	21,000	0	△ 21,000		
	9 広報委員会費	23,000	0	△ 23,000		
	10 体育委員会費	0	0	0		
	11 環境美化委員会費	13,000	17,982	4,982	ポリバケツ トタンバケツ	
	12 校外指導委員会費	12,000	0	△ 12,000		
5	旅費	13 旅費	7,000	5,000	△ 2,000	研修会旅費
6	慶弔費	14 慶弔費	5,000	0	△ 5,000	
7	謝恩費	15 謝恩費	20,000	20,000	0	旧役員記念品(図書カード)
8	負担金	16 負担金	90,000	30,340	△ 59,660	調査研究活動費
9	保険料	17 保険料	65,000	58,530	△ 6,470	PTA団体傷害保険 賠償責任保険
10	予備費	18 予備費	4,813	0	△ 4,813	
	合計	458,813	309,214	△ 149,599		

上記のとおり報告いたします

令和5年3月28日

舞阪小学校PTA会長 山本 英明

監査の結果、正確であることを認めます

令和5年3月28日

監査

井上 香代
 竹中 幹晴

令和4年度 資源回収会計 決算報告書

収入額	550,133円	
支出額	0円	
差引残額	550,133円	令和5年度へ繰越

収入の部

項目	金額	説明
繰越金	514,165	前年度繰越金
収益金	653	アルミ箔回収金
協力金		
雑収入	35,315	令和3年度給食費残金 利息
合計	550,133	

支出の部

項目	金額	説明
なし		
合計	0	

上記のとおり報告いたします。

令和5年3月28日

舞阪小学校PTA会長

山本 英明

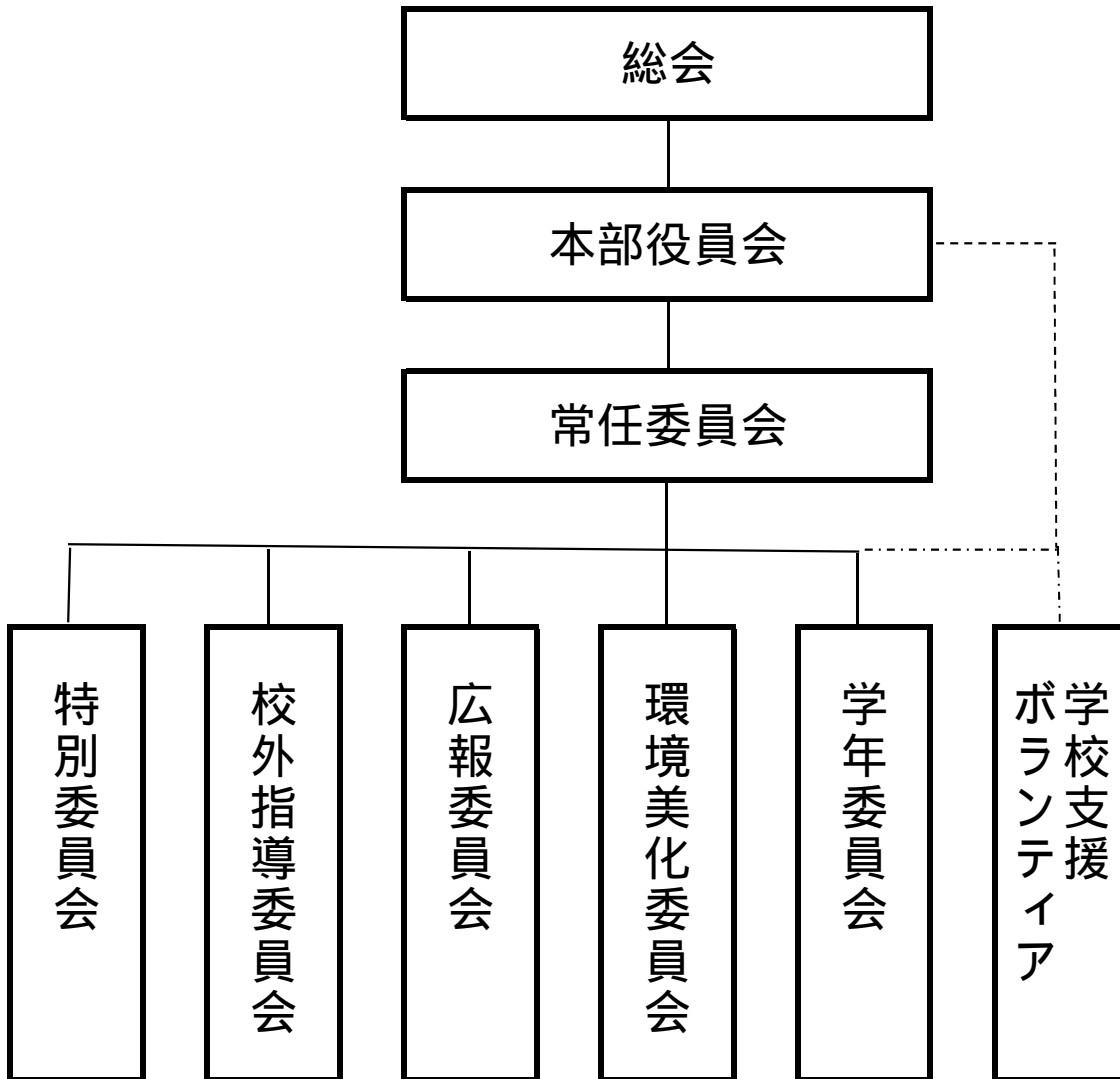
監査の結果、相違ないことを認めます。

令和5年3月28日

会計監査 井上 香代

会計監査 竹中 幹晴

舞阪小学校PTA組織図



令和5年度 PTA役員一覧 (総会資料)

...常任委員 本...本部役員

職名	常任	氏名	児童名
会長	本	片桐 与志	6年2組 咲和
	本	角田 勝	6年3組 翼
副会長	本	徳永 光平	5年2組 陽莉
	本	高村 将也	5年1組 一瑳
	本	高須 祥郎	
書記	P	岩松 真理	5年1組 琉海
	教諭	稲吉 博章	
会計	P	新屋 志保子	6年2組 葉菜
	P	木村 由希子	5年3組 太一
	事務	高須 祥郎	
監事	P	宮崎 あけみ	6年1組 緒珠
学校代表	校長	古川 里江	
	教頭	高須 祥郎	
	教務	梅村 友之	

専門部委員会 ...委員長 ...副委員長 ...常任委員

	学年委員会	広報委員会	環境美化委員会
1年	鈴木 志穂	鈴木 麻由	松田 雅
	石川 幸彦	菅沼 博子	高橋 大五
2年	野崎 裕子	近藤 光	西山 太悟
	加藤 大		
3年	笹野 めぐみ	原田 志保	伊藤 隆弥
	太田 彩華		
4年	藤井 早織	諏訪 さやか	岡村 優
	藤原 奈緒美		
5年	○山田 むつみ	○三井 千紘	○青島 智世
	林 リサ	榛葉 由里子	比嘉 結
6年	新井 希	大野 修	山本 美穂子
	佐々木さおり	菅原 綾	佐々木 典子
本部役員	新屋 志保子 木村 由希子	宮崎 あけみ 岩松 真理	片桐 与志 徳永 光平
担当職員	桑原 栄美子 外山 麻里	染葉 夕紀江 野口 万季子	相川 博之 鈴木 和代

	校外指導委員会
仲町	吉見 美生 6年1組 瑠莉
	鈴木 瞳 6年1組 幹汰
新町	山崎 尚美 6年2組 空良
	原田 陽介 6年3組 桂大
砂町	林 千恵子 5年6組 玲菜
	小野田 雄介 5年3組 羽那
西町	山口 恵実 6年2組 理子
	竹中 雅世 6年1組 彩奈
長池	田近 かおり 6年1組 優月
	堀内 清加 6年2組 結彩
吹上	○安達 周子 6年1組 舜平
	中村 創 6年1組 ゆの
一弁	井口 厚子 6年2組 空
	鈴木 奈津実 6年組 琉叶
二弁	井村 貴子 6年1組 広琉
	和久田 千洋 6年2組 雫
本部役員	角田 勝 高村 将也
担当職員	相曾 大輔

令和5年度PTA事業計画(案)

月	学年	広報	環境美化	校外指導	本部・他
4	17全学級委員会 17全専門委員会 22PTA総会 22学校公開	17全学級委員会 17全専門委員会 22PTA総会 22学校公開	17全学級委員会 17全専門委員会 22PTA総会 22学校公開	22PTA総会	6本部役員会 7入学式 10学級委員依頼 17全学級委員会 17全専門委員会 22PTA総会
5	13奉仕作業 27運動会 28運動会予備日	13奉仕作業 27運動会 28運動会予備日	13奉仕作業 27運動会 28運動会予備日		13奉仕作業 27運動会 28運動会予備日 舞阪中学校区青少年健全育成会
6	22学校公開 150周年記念講演	22学校公開 150周年記念講演	22学校公開 150周年記念講演	5-9自転車点検	22学校公開 150周年記念講演 市P連総会 市P指導者研修会
7		あらなみ発信(web上)	7合同委員会 (資源回収について)	7合同委員会 (資源回収について)	7合同委員会 (資源回収について)
9	2資源回収 9資源回収予備日	2資源回収 9資源回収予備日	2資源回収 9資源回収予備日	2資源回収 9資源回収予備日	2資源回収 9資源回収予備日 市P連指導者研修会 本部役員会
10					舞阪中学校区青少年健全育成会
11	29舞小フェスティバル	29舞小フェスティバル 150周年記念講演	29舞小フェスティバル 150周年記念講演		29舞小フェスティバル 150周年記念講演 10健全育成会町民集会
12				新委員選出	新役員選出会 市P教育講演会 夜間パトロール
1				委員会(引き継ぎ)	市P連研修会
2	9学校公開	9学校公開	9学校公開		9学校公開 新現本部役員会 県PTA研究大会
3		あらなみ発信(web上)		旗振り当番表作成 通学路危険箇所点検報告	18卒業式 舞阪中校区健全育成会 本部役員会
主な活動	学校行事の支援 会計に関わる支援 各学年、各学級間の 連絡調整	あらなみ取材 あらなみ構成 あらなみ発信	奉仕作業 資源回収	通学路危険箇所点検 旗振り当番表作成 資源回収	市P連、県P連事業との連携 PTA活動企画運営 他校PTA活動との交流

令和5年度 舞阪小学校PTA会計予算書(案)

収入額 627,413 円
 支出額 627,413 円
 差引残額 0 円

I 収入の部

項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
1	会費	477,000	384,000	93,000	
	1 P 会費	457,000	364,000	93,000	児童1人あたり年額1,000円
	2 T 会費	20,000	20,000	0	職員1人あたり年額1,000円
2	雑収入	5	5	0	預金利息
3	繰越金	150,408	74,808	75,600	前年度繰越金
	合計	627,413	458,813	168,600	

II 支出の部

項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
1	会議費	1,000	1,000	0	
2	事務費	10,000	10,000	0	印刷用紙、消耗品
3	事業費	356,000	187,000	169,000	
	3 指導研修費	1,000	11,000	△ 10,000	静岡県PTA新聞購読料
	4 部活動援助費	50,000	35,000	15,000	部活動大会交通費
	5 児童活動協力費	10,000	10,000	0	
	6 教育振興費	265,000	101,000	164,000	150周年記念行事および記念品
	7 図書館補助費	30,000	30,000	0	図書館活動補助
4	専門委員会費	29,000	69,000	△ 40,000	
	8 学年委員会費	12,000	21,000	△ 9,000	
	9 広報委員会費	13,000	23,000	△ 10,000	
	10 体育委員会費	0	0	0	
	11 環境美化委員会費	2,000	13,000	△ 11,000	PTA奉仕作業経費
	12 校外指導委員会費	2,000	12,000	△ 10,000	安全指導用品代
5	旅費	7,000	7,000	0	研修会・講習会参加旅費
6	慶弔費	10,000	5,000	5,000	香料・見舞金
7	謝恩費	25,000	20,000	5,000	旧役員記念品(図書カード)
8	負担金	120,000	90,000	30,000	調査研究活動費 連絡協議会費
9	保険料	65,000	65,000	0	PTA団体傷害保険 賠償責任保険
10	予備費	4,413	4,813	△ 400	
	合計	627,413	458,813	168,600	

各項目間の流用を認める

浜松市立舞阪小学校PTA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、舞阪小学校PTA(父母と教職員の会)という。

(事務所)

第2条 この会は、事務局を舞阪小学校内におく。

第2章 目的および活動

(目的)

第3条 この会は、父母と教職員が協力し家庭、学校および社会における教育的環境を向上させることによって児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的のため次の活動をする。

- 1 よい父母、よい教職員となるよう努める。
- 2 社会における児童の保健安全を図り生活指導に努める。
- 3 学校の教育環境と児童の生活環境の向上に努める。
- 4 会員相互の親睦とコミュニケーションを向上させるための各種行事を行う。

第3章 方針

(方針)

第5条 この会の方針は次のとおりとする。

- 1 この会は、政党、宗派にかたよることなく教育を本旨とする民主的な団体として運営される。
- 2 この会は、学校の人事、運営に干渉しない。
- 3 この会は、児童の教育、福祉のために活動する他の団体、機関と協力する。
- 4 この会は、予算増大のための事業は行わない。

第4章 会員

(会員)

第6条 この会の会員は次のとおりとする。

- 1 舞阪小学校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者。
- 2 舞阪小学校に勤務する教職員。
- 3 この会の趣旨に賛同するもので常任委員会の承認を得た者。

(資格)

第7条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

(系列団体)

第8条 この会は、浜松地区、静岡県および日本PTA全国協議会の会員となる。

第5章 役職員および委員

(役員構成)

第9条 この会の役職員および委員、監事、専門部顧問は次のとおりとする。

1 役職員

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 会長 | 1名(保護者) |
| (2) 副会長 | 6名(保護者)男女各2名+1名+(教職員)教頭 |
| (3) 教職員代表 | 2名(教職員)教務主任、PTA担当 |
| (4) 書記 | 2名(5年保護者、教職員)各1名 |
| (5) 会計 | 3名(6年保護者、5年保護者、教職員)各1名 |

2 委員

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 学級委員 | 学級ごと2名(保護者) |
| (2) 教職員 | 専門部担当者 |
| (3) 校外指導委員 | 各地区の子ども育成会の代表2名(保護者) |
| 3 監事 | 前年度の副会長1名(6年保護者) |
| 4 顧問 | 前年度PTA会長、当該年度校長 |
| 5 専門部顧問 | 前年度の専門委員会委員長(保護者)各1名 |

(選出方法)

第10条 この会の役職員および委員、監事、顧問の選出は次のとおりとする。

- 1 会長の選出は、年度末、副会長の互選とする。
- 2 副会長の選出は、前年度の副会長から1名、第5学年から副会長候補(男女各2名)を選出し会長が委嘱する。
- 3 会計、書記、監事は会長が委嘱する。
- 4 学級委員は、原則として各学級ごとに2名を選出する。
- 5 学級委員は、各専門委員会の委員となり、専門委員会の委員長は、第6学年から、副委員長は第5学年から互選する。ただし、校外指導委員会は除く。
- 6 顧問は、前年度会長と校長とする。
- 7 各専門委員会の委員長は、次年度の1学期間その専門委員会の専門部顧問となる。
- 8 各地区の互選された子ども育成会の正副会長もしくは代表は、校外指導委員会の委員となる。
- 9 校外指導委員の中から正副委員長を互選する。
- 10 各専門部には、必要に応じて会員中より常任委員会の推薦による者を加えることができる。

(任期)

第11条 この会の役職員および委員、監事、顧問の任期は次のとおりとする。

- 1 会長の任期は1年間とする。
- 2 副会長の任期は、1年間とする。ただし、再任は、妨げない。
- 3 教職員代表は、担当期間とする。
- 4 書記・会計の任期は、1年間とする。ただし、再選は妨げない。教職員は、担当期間とする。
- 5 学級委員の任期は、1年間とする。
- 6 校外指導委員の任期は、1年間とする。
- 7 監事の任期は、1年間とする。
- 8 顧問の任期は、PTA会長退任後1年間とする。また、校長に関しては在職期間とする。
- 9 専門部顧問は4月からの1学期間とする。
- 10 副会長は児童数に関わらず1家庭1回限りとする。
- 11 学級委員・校外指導委員については、1児童あたり在学期間中1家庭1回限りとして再任できない。
- 12 第10条10項に該当する場合は、この限りではない。

(欠員)

第12条 会長に欠員を生じたとき、副会長が昇格する。その他は常任委員会で協議し補充する。ただし、残任期間とする。

(任務)

第13条 この会の役職員および委員、監事、顧問の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会の代表責任者として目的方針に従って運営しなければならない。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長不在のとき代理を務める。また、各委員会に所属し、各委員会を統括する。必要に応じて委員会ごとに活動の企画・運営・調整を行う。
- 3 教職員代表は、各種集會に出席し学校代表者として意見を述べる。
- 4 書記は総会および常任委員会の議事を記録しこの会の事務を行う。
- 5 会計は、この会の金銭の収支を正確にし、総会で決算報告をする。
- 6 監事は、適宜、新年度の本部役員に活動上の助言を行う。また、会計監査にあたりその結果を総会で報告する。
- 7 学級委員は、第6章第17条、第18条に定められた活動を行う。
- 8 校外指導委員は、第6章第18条に定められた活動を行う。
- 9 役職員および委員、監事、顧問は、無給とする。
- 10 顧問は、この会の相談役とし、助言指導する。
- 11 専門部顧問は、適宜、新年度の専門部委員に活動上の助言を行う。

第6章 組織

(総会)

第14条 総会は、会員で構成する。

- 1 総会は、この会の最高議決機関である。
- 2 総会は、4月に開催し必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 3 定員数は、会員の過半数とし(委任者を含む)議決は出席者の過半数とする。

(本部役員会)

第 15 条 本部役員会は、正副会長・監事及び、必要に応じて、顧問、教職員代表、書記、会計で構成する。

- 1 本部役員会は、PTA諸活動の企画、運営、連絡、調整をする。
- 2 必要に応じ開催する。本部役員会は、正副会長及び、必要に応じて教職員代表、書記、会計で構成する。

(常任委員会)

第 16 条 常任委員会は、正副会長、監事、教職員代表、書記、各専門委員会の正副委員長で構成する。また、必要に応じて顧問・会計を加える。

- 1 常任委員会は、各種行事の企画、運営、連絡、調整をし、総会の議案の審議をする。
- 2 必要に応じ開催する。
- 3 定員数は、役員および、学年委員・各専門委員会正副委員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(学級委員会)

第 17 条 学級委員会は次のとおりとする。

- 1 学校行事の支援を行う。

(専門委員会)

第 18 条 専門委員会は次のとおりとする。

- 1 専門委員会には学年委員会、環境美化委員会、広報委員会、校外指導委員会がある。
- 2 学年委員会、環境美化委員会、広報委員会は、学級委員で構成する。
- 3 校外指導委員会は、校外指導委員で構成する。
- 4 学年委員会は、下記内容の企画、運営に努める。
 - (1) 各学年、各学級間の連絡および調整。
 - (2) 学校行事の支援。
 - (3) 会計に関わる支援。
- 5 環境美化委員会は、下記の内容を学校側と協力して児童の校内での教育及び生活環境の向上や充実に努める。
 - (1) 学校の教育環境の整備、向上。
 - (2) 環境美化に関する活動の支援。
- 6 広報委員会は、下記の内容の企画、運営に努める。
 - (1) 会員への学校内行事、PTA 行事・PTA 活動の紹介。
 - (2) 会員意識の高揚を図るための広報サイトの発信。
 - (3) その他の広報活動。
- 7 校外指導委員会は、下記内容を各地区間の連携を密にして地域の教育環境の整備、浄化に努める。
 - (1) 各地区における児童の校外生活の指導。
 - (2) 各地区における児童の交通安全、安全施設の維持、向上。(登校時の旗振り指導)
 - (3) 各地区における児童の保健衛生、福祉の維持、向上。

(特別委員会)

第 19 条 会長は特別に必要があるとき会員外から2名以上の学識経験者の参与を得て特別委員会を設けることができる。

第7章 経費

(経費)

第 20 条 この会の経費は、総会で承認された会費および寄付金、その他の収入による。

(予算)

第 21 条 この会の経理は、総会で承認された予算による。

(会計監査)

第 22 条 この会の決算は、会計監査を経て総会で承認されなければならない。

(会計年度)

第 23 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 改正

(規約改正の手続き)

第24条 この規約は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

第9章 補則

第25条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が常任委員会に諮って定める。

(帳簿)

第26条 この会は、次の帳簿を備え括弧内に保存期間を定める。

- | | |
|------------|---------|
| 1 規約つづり | (6年間) |
| 2 会員名簿 | (6年間) |
| 3 会計簿 | (6年間) |
| 4 請求領収書つづり | (1年間) |
| 5 寄付台帳 | (6年間) |
| 6 役職員名簿 | (6年間) |
| 7 会議録 | (6年間) |
| 8 預金通帳 | (6年間) |
| 9 会費徴収明細書 | (1年間) |
| 10 その他 | (適宜きめる) |

(施行期日)

第27条

- 1 この規約は昭和47年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年4月22日一部改正し、この日から施行する。
- 3 昭和52年2月21日一部改正し、この日から施行する。
- 4 平成2年4月1日一部改正し、この日から施行する。
- 5 平成8年4月23日一部改正し、この日から施行する。
- 6 平成17年7月1日一部改正し、この日から施行する。
- 7 平成20年4月25日一部改正し、この日から施行する。
- 8 平成21年4月24日一部改正し、この日から施行する。
- 9 平成23年4月22日一部改正し、この日から施行する。
- 10 平成24年4月25日一部改正し、この日から施行する。
- 11 平成28年4月23日一部改正し、この日から施行する。
- 12 令和3年11月30日一部改正し、令和4年4月1日から施行する。

浜松市立舞阪小学校PTA慶弔規定

- 1 この規定は舞阪小学校PTA会員、（以下会員という）、ならびに児童に適用し本会の趣旨に従い、会員相互に慶弔の意を表すことを目的とする。
- 2 この規定の適用を受ける者は本校PTA会員とする。但し会員以外で準用されることが望ましいと思われる場合、また、協議を必要とする件については本部役員会において協議決定する。
- 3 本部役員（会長、副会長、会計、監事）改選により交替ある場合は、本部役員に感謝状ならびに記念品を贈る。
- 4 会員に慶弔の必要が生じた場合は、次の規定に従って慶弔の意を表す。

			2週間以上の入院又は傷病病欠	死 亡	盆 義 理
弔	児童	本人	学級役員 担任、児童代表 3,000円	本部役員、学級役員、 校長、教職員代表、 児童代表 その都度協議	本部役員 校長、教職員代表 3,000円
		PTA 会員		本部役員、学級役員、 校長、教職員代表 5,000円	本部役員 校長、教職員代表 3,000円
	教職員	本人		本部役員、学級役員、 校長、教職員代表、 児童代表 5,000円	本部役員、学級役員、 校長、教職員代表 3,000円
		実父母・生 計を共にす る義父母		本部役員代表 校長、教職員代表 3,000円	
		配偶者		本部役員代表 校長、教職員代表 3,000円	校長、教職員代表 2,000円
		子弟		本部役員代表 校長、教職員代表 3,000円	

- 5 台風、水害などの災害の災害や火災の場合は、その都度協議する。
- 6 その他慶弔の必要が生じた場合には、その都度会長の認定によって慶弔の意を表す。
- 7 この慶弔の規定を行うに要する経費は、すべてPTA会費より支出する。
- 8 本規定の会計事務は、PTA会計担当者がこれにあたる。
- 9 上記の慶弔規定は返礼をいっさい受けない。
- 10 本規定の変更は、常任委員会において審議立案し、総会において承認を得る。
- 11 この規定は令和4年4月1日より実施する。

浜松市立舞阪小学校 P T A 旅費等支給規定

第 1 条 本規定は、浜松市立舞阪小学校 P T A 活動(以下「P T A 活動」とする)に伴う旅費等の支給について、定めるものである。

第 2 条 会員が P T A 活動に伴い会議等に出席した場合は、次のとおり旅費等を支給する。

(1) 対象となる会議等

- ア 県 P T A 連絡協議会又は市 P T A 連絡協議会が主催する研究会等。
- イ 舞阪小学校 P T A 専門部会の活動に伴う会議等。
- ウ その他、P T A 会長が P T A 活動に必要と認めた会議等。
ただし、舞阪小学校区内の会議等については、支給対象外とする。

(2) 旅費の支給額

旅費の支給額は、自家用車利用を原則とし、次のとおり支給する。

会議等開催場所	旅費
浜松市内及び近接地 (磐田市、湖西市)	1,000円
上記以外	公共交通機関を利用した場合の実費額相当

宿泊を伴う会議等の場合は、旅費の他に宿泊費の実費を支給する。

会議等の主催者から旅費等が支給される場合は、本規定による旅費は支給しない。

(3) その他

会議等に出席し、研修費等を負担する場合は、その実費額を支給する。

第 3 条 その他、本規定に記載の無い事項は、P T A 会長と P T A 副会長が協議の上、決定する。

附則 この規定は、令和 3 年 4 月より施行する。

令和5年度 浜松市立舞阪小学校 グランドデザイン

<第3次浜松市教育総合計画>
未来創造の人づくり
市民協働による人づくり

<舞阪中学校区の目指す子供像>
考えを伝えあい高めあう子
はまつマナーが身についている子
舞阪が好きな子

目指す学校像
目を輝かせ 夢中になって学び合う教室・学校
学校教育目標
よく考え たくましく行動する 海の子

明日もがんばろうと思える夢のある学校(児童)

さわやか

<人格の形成>
基本的生活習慣の定着
・気持ちのよいあいさつ
・時と場に応じた言葉づかい
・整理整頓
規範意識の育成

か んどう

<確かな学習の習得>
主体的・対話的な学び
・ICT機器の積極的活用
・笑顔と真顔のある学び
学習習慣の定着
特色ある体験活動による学び

な かま

<他者との理解と共生>
楽しく安心できる学級・学年づくり
・成長を図る行事
・高学年教科担任制
子供に寄り添う生徒指導
・いじめの根絶
・命を守る安全指導

<校内研修>

主体的に学び続ける児童の育成
～キャリア教育の視点から～

つ なげよう み つめよう か かわろう や ってみよう

心の教育の充実 自主的・実践的特別活動 一人一人を大切にした発達支援

やりがいもてる魅力ある学校(職員)
安心感のある職場 学びを楽しむ大人
危機管理意識の向上・共有
他機関・専門職との連携

子供を通わせたい信頼できる学校(保護者)
子供の成長を実感できる各種行事
PTAとの連携 積極的な情報発信
安心・安全な学校

未来の跡継ぎを育成する地域の核となる学校(地域)
強みも課題も共有し、地域とともにある学校運営協議会
・地域人材の活用 ・地域行事への協力 ・こ保幼小中連携
150周年記念行事への取組
舞阪中学校区青少年健全育成会との連携

チーム舞阪

登下校時の送迎について



交差線部分；スクールゾーン。午前7時から8時までは許可車両以外通行禁止（違反の対象になります）。

斜線部分；要配慮箇所。送迎での駐停車は御遠慮ください。